

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 七 月 十 七 日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

- 別表第三土木事務所長の部七の項第二号中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同項第三号中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部七の項第一号を削り、同項第二号中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二十五条の七第一項」を「第二十五条の十五第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二十五条の七第二項」を「第二十五条の十五第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の十六第一項」に改め、同項中同号を第四号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。
- 5 法第二十五条の十七の規定により流域下水道の施設への他の施設等の設置が同条各号に掲げる場合に該当するかどうかの確認をすること。
- 6 法第二十五条の十八第一項において準用する法第十五条の二の規定により災害時維持修繕協定を締結すること。

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 一

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人 事 課） 二

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

（同） 二

附 則

この規則は、平成二十七年七月十九日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三河川課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「第四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第七条の」を「第七条第一項の規定による」に改め、同欄第三号中「第十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第十三条第二項の」の下に「規定による」を加え、「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同欄第五号中「浸水想定区域」を「規定による洪水浸水想定区域」に改め、同欄第六号中「第十六条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第二十一条の」の下に「規定による」を加える。

別表第三下水道課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第二条の二第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、「第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十一条の二の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十九条の」の下に「規定による」を加え、同項専決事項の欄第一号中「第二条の二第一項の」及び「同条第九項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年七月十九日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二流域浄水事務所の表六の項中「下水道法」の下に「（昭和三十三年法律第七九号）」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第二十五条の六の」を「第二十五条の十四の規定による」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄第三号中「第二十五条の七第一項の」を「第二十五条の十五第一項の規定による」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第四号中「第二十五条の七第二項の」を「第二十五条の十五第二項の規定による」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号中「第二十五条の八第一項の」を「第二十五条の十六第一項の規定による」に改め、「同条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第七号中「第三十七条の二の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄中第六号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

5 法第二十五条の十七の規定による流域下水道の施設への他の施設等の設置が同条各号に掲げる場合に該当するかどうかの確認

6 法第二十五条の十八第一項において準用する法第十五条の二の規定による災害時維持修繕協定の締結

附 則

この訓令は、平成二十七年七月十九日から施行する。

平成二十七年七月十七日発行

発 行 者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社